附　則

（施行期日）

1　この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の電気事業会計規則第二十八条の二から八までの規定は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）附則第五条に規定する経済産業省令で定める日を経過する日以後に電気事業法第二十七条の二十七第一項第三号に掲げる事項を変更しようとする者について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする者については、なお従前の例による。

○経済産業省令第八十六号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月十一日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（発電事業の届出） **第四十五条の十九**　［略］ 2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力、出力、燃料の種類（火力（地熱及び冷熱を除く。）を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物に係るものに限る。）及び運転開始の予定年月日 三・四　［略］ 3　［略］ 4　法第二十七条の二十七第三項の経済産業省令で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。 一　発電事業の用に供する発電用の電気工作物の出力を十万キロワット以上減少する変更　九月前の日 二　前号以外の場合　十日前の日 5　法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更の予定年月日を記載し、かつ、これに変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。 6　法第二十七条の二十七第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。	（発電事業の届出） **第四十五条の十九**　［略］ 2　法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力 三・四　［略］ 3　［略］ ［新設］ ［新設］ 4　法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の十八の発電事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。